

平成24年度第2回庁議 会議録

[日 時] 平成24年5月1日(火) 13時～14時10分

[場 所] 本庁応接会議室

[出席者] 市長、副市長、教育長及び各部局長

※環境部は、総括次長が代理出席

※選挙管理委員会は、事務局次長が代理出席

[会次第]

1 市長あいさつ

2 議 題

(1) 臨時議会提出議案について (関係部局)

(2) 平成24年度重要事業及び懸案事項について (関係部局)

(3) 指定管理者制度の検証と今後の方針について (総務部、福祉部、経済部)

3 連絡事項

(1) 笑顔甲子園(第2回)について (企画部)

4 その他

にはまに羊蹄丸がやってきた!～旧青函連絡船 最後の一般公開の状況について

1 市長あいさつ

本日の庁議の議題にもありますが、臨時市議会が5月9日に招集告示、5月16日に招集されます。また、羊蹄丸の一般公開が4月27日から始まりまして、経済部を中心に各部局での駐車場整理など様々なところで協力いただき、ありがとうございます。後ほど、公開状況の説明を経済部の方から報告いただくが、順調に一般公開もスタートしております。

引き続き6月議会も始まりますので遺漏のない対応をよろしくお願いいたします。

また、本日は、「重要事業及び懸案事項」の議題があがっており、長期的な視野に立ったまちづくりの基礎となる部分ですので、趣旨を十分理解し、各部局長さんに指導力を発揮していただきたいと思っております。

2 議 事

(1) 臨時議会提出議案について

<p>市長</p>	<p>議事に入る。まず、「臨時議会提出議案について」、福祉部、総務部、企画部、教育委員会事務局の順番で説明をお願いします。</p> <p><別添資料、臨時議会関係資料に沿って説明></p>
<p>福祉部長</p>	<p>それでは、報告第2号新居浜市障がい者計画の変更について説明します。議案書の1ページ、2ページをお目通しください。</p> <p>新居浜市障がい者計画は、障害者基本法第11条第3項の規定に基づき、本市における障害者施策全般にかかわる基本的な理念、方針、目標等を定めたものでございまして、計画期間を平成19年度から平成23年度までの5年間として、平成19年3月に策定したものです。</p> <p>今回は、障害者基本計画の計画期間の終了を受けまして、愛媛県障害者計画との整合を図るため、計画期間の終期を平成23年度から平成26年度へ変更いたしました。</p> <p>また、平成23年8月に施行されました障害者基本法の改正を踏まえ、見直しをいたしております。</p> <p>計画の理念につきましては、障害者基本法の目的規定の見直しを受けまして、市民が障害の有無にかかわらず、等しく基本的に人権を享有するかけがいのない個人として尊重されるものであるとの考えにのっとり、一人ひとりが、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら、共生する社会の実現を目指していかなければならないことを明記いたしました。</p> <p>また、計画の対象者につきましても、障害者基本法の障がい者の定義の見直しを踏まえまして、身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む。）その他の心身の機能の障がいがある人であって、障がい及び社会的障壁（障がいがある者にとって障壁となるような事物・制度・慣行・観念その他一切のもの）により、継続的に日常生活、社会生活に相当な制限を受ける状態にある人とし、見直しをしています。</p>
<p>総務部長</p>	<p>総務部からは、報告第3号及び追加提案予定の人事議案について説明します。</p> <p>まず、報告第3号専決処分した事件の承認についてで、本件は「新居浜市税賦課徴収条例及び新居浜市都市計画税条例の一部を改正する条例」の制定について、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律が、平成24年3月31日に公布、一部の規定を除く4月1日からの施行に伴い、条例の一部を改正する必要が生じたため、専決処分をしたもので、報告し、承認を求めるものです。今回の改正は、国の平成24</p>

年度税制改正に係る「地方税法」等の一部改正に伴うもので、第1条で「新居浜市税賦課徴収条例」の一部を、第2条で「新居浜市都市計画税条例」の一部を、それぞれ改正したものです。

議案書の3ページから13ページまでをお目通しください。

まず、「新居浜市税賦課徴収条例」の一部改正については、個人市民税関係では、第36条の2第1項、「市民税の申告」であるが、公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者が寡婦（寡夫）控除を受けようとする場合の申告書の提出を不要とするものです。

次に、附則第22条の2、「東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例」で、東日本大震災により滅失した家屋の敷地に供されていた土地又はその土地の上に存する権利を譲渡した場合、譲渡所得の課税の特例の適用期限を、東日本大震災があった日から7年を経過する日の属する年の12月31日まで、4年間延長するものです。

次に、附則第23条第2項、「東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期間等の特例」で、東日本大震災により所有する住宅が滅失等をして居住の用に供することができなくなった者については、その滅失等をした住宅に係る住宅借入金等特別税額控除と、新たに取得又は増改築等をした住宅に係る住宅借入金等特別税額控除を重複して適用できるものとするものです。

次に、固定資産税関係では、附則第11条の2、「平成25年度又は平成26年度における土地の価格の特例」で、地方税法附則第17条の2の改正により、地価が下落し、修正前の価格を課税標準とすることが課税上著しく均衡を失すると認められる場合、据置年度において簡易な方法により、価格の下落修正ができる特例措置が継続されることとなったことから、この改正に準じ、規定を整備するものです。

次に、附則第12条、「宅地等に対して課する平成24年度から平成26年度までの各年度分の固定資産税の特例」で、負担水準が低い宅地等について、その均衡化を促進するための現行の負担調整措置を継続するため、規定を整備するものです。

改正の内容については、住宅用地に係る据置特例を負担水準90%以上の住宅用地について存置した上で、平成26年度に廃止するというものです。

次に、附則第21条の2については、特定移行一般社団法人等の固定資産を、非課税とする特例措置について、当該特例措置の申告に関する規定を追加するものです。

次に、「新居浜市都市計画税条例」の一部改正については、附則第2項

	<p>から附則第6項まで、「宅地等に対して課する平成24年度から平成26年度までの各年度分の都市計画税の特例」で、先に申しあげました「新居浜市税賦課徴収条例」附則第12条の固定資産税の改正と同様に、負担調整措置の改正を行うものです。</p> <p>以上が専決処分いたしました条例の内容ですが、今回の条例改正に伴う市税への影響見込みについては、個人市民税、固定資産税及び都市計画税のいずれにつきましても税収への影響は、特にございませぬ。</p> <p>次に、追加提出予定の人事議案についてです。</p> <p>まず、新居浜港務局委員会の委員の任命については、新居浜港務局委員会の委員松本正二郎氏は、平成24年3月31日に辞任されたので、新たに委員を任命するについて、議会の同意を求めるものです。</p> <p>次に、新居浜港務局の監事の任命については、新居浜港務局の監事田中洋次夫氏は、平成24年5月17日をもって任期が満了するので、新たに監事を任命するについて、議会の同意を求めるものです。</p> <p>企画部からは、報告第4号について画面に出ております資料により説明します。</p> <p>内容としましては、平成23年度一般会計補正予算（第6号）を専決処分したものでございまして、補正額6億281万9千円を追加し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ467億270万7千円とするものです。</p> <p>歳入のうち、市税につきましては、市民税、固定資産税などの決算見込み額の増収が見込まれることから、3億5千万円を追加計上するものです。</p> <p>次に、地方消費税交付金2億484万4千円及び地方交付税2億5,617万5千円につきましては、交付額が確定したことから、それぞれ追加するものです。</p> <p>市債につきましては、市税等の増収分を充当し、臨時財政対策債の発行を減額したことなどで、2億820万円を減額するもので、これにより、市債残高の抑制と利子負担の軽減を図るものです。</p> <p>歳出につきましては、平成23年度、歳入歳出決算見込み額の剰余分を財政調整基金などの基金に積み立てるための予算措置でございませぬ。</p> <p>内訳につきましては、財政調整基金を2億281万9千円、減債基金を5,000万円、公共施設整備基金を3億円、災害対策基金を5,000万円、それぞれ積み立てるものです。</p>
<p>企画部</p> <p>教育委員会事務局 長</p>	<p>教育委員会事務局は、報告第5号「専決処分の報告」について説明します。議案書の15ページから17ページでございませぬが、「学校給食費滞</p>

<p>市長</p>	<p>納者に対する未払学校給食費請求の訴えの提起」について、地方自治法第180条第1項の規定によって、専決処分し、報告するものです。</p> <p>前は、平成21年度以前の未納について、平成23年2月に支払督促、10月に強制執行を実施しましたが、今回は、平成22年度分につきまして、特に悪質な滞納者18世帯に対して、平成24年2月29日、支払い督促の申立てを行いました。</p> <p>その結果、3世帯から「分割払いを希望する。」などの督促意義申立書が提出されたことで、民事訴訟法により、訴えの提起があったものとみなされ、今回、訴訟手続きに移行することになったものです。</p> <p>訴訟の内容としては、児童の保護者3人に対し、滞納金額の合計23万7,820円の支払いを求めるものとなっております。</p> <p>なお、残り、15世帯のうち、3世帯は督促後、全額納入したことから、督促を取り下げておりますが、12世帯については、現在のところは、何の反応もないという状況となっております。</p> <p>臨時議会については、以上ですが、ご質問がないようなら、次の議題へ移ります。</p> <p>平成24年度重要事業及び懸案事項について、説明願います。新規項目、今後の指針を変更しようとする項目など、今回特に報告が必要と考える項目について、企画部から順番に3部局ずつ願います。</p> <p>まず、企画部、総務部、福祉部、願います。</p>
<p>企画部長</p>	<p>企画部は重要事業・懸案事項 4項目の内、変更分3項目について説明します。</p> <p>まず、荷内沖埋立事業につきましては、第五次長期総合計画の中では、「長期的展望に立ち、産業構造の多様化に対応した臨海性産業用地としての活用を検討する」としておきまして、昨年度は、市議会の都市基盤・道路網整備促進特別委員会におきまして、勉強会、現地調査が行われました。今後の指針(案)としましては、事業の必要性、実現の可能性、財政状況、経済情勢等を踏まえ、市全体の土地利用計画を検討する中で、荷内沖の利用についても併せて検討していくこととしておきます。</p> <p>次に、瀬戸・寿上水道問題の取組みにつきましては、昨年度、組合役員と説明会の開催に向けた協議を重ねた結果、市関係者と瀬戸・寿上水道組合との意見交換会を(本年1月24日に)開催することができました。今後も継続した協議の場を持つことには理解をいただいておりますので、地元の理解と協力を得ながら円満な解決を図るという基本的な方針のもと、</p>

総務部

次回の地元との協議ができるだけ早く開催できるよう働きかけていきたいと考えております。

次に、総合文化施設の建設につきましては、平成23年度に最終的に取りまとめました基本設計案の事業費が、構想段階の事業費から約13億5千万円増加することが見込まれましたので、各種団体への説明や市民説明会を開催し、基本設計案に対する意見交換を行った上で実施設計を開始したため、実施設計完了が平成24年度にずれ込んでおります。

今後の予定としましては、当初予算の事業費に計上されていない美術品購入費を除く残りの建設費について、この6月議会で継続費の補正をしたいと考えておりまして、建設工事の入札を8月に行い、9月議会で工事請負議案を提案したいと考えております。また、開館後の運営体制へのスムーズな移行を図るため、関係部局と協議を行い、組織体制や人員配置についても検討を行うこととしております。

総務部の平成24年度重要事業及び懸案事項は4件でございますが、新規項目の「公売の実施」について説明します。

税における公平性を保つため、適切な徴収業務に努めておりますが、景気低迷の影響もあり、収納率は、ほぼ横ばい状態で推移しております。

このような状況下、平成22年度に債権管理対策室が創設され、より一層の適正な債権管理及び債権回収に努め、市財政の健全化と市民の信頼に応える公正・公平な運営を図るものとなってきております。収税課においてもその確保を図るため、自主納付の推進、預金、生命保険等の債権の差押等を、今まで以上に積極的に行う滞納整理を推進しております。

しかし、なかなか差押可能な財産が見つからず、実態としての生活困窮もあり、滞納整理が滞る事案が数多く、また高額滞納者や長期間にわたる差押不動産案件を処理する有効な手段がないのも現状であります。

これらの諸問題を収税課と債権管理対策室が共同して解決し、市財政の健全化、公平・公正な市政の運営を推進するため、全国的に滞納整理の手段として定着しつつあるインターネットによる差押財産の公売を今年度より行う予定としています。

具体的には、第1回目として自動車等を対象に、せり売りによる入札を6月に予定しています。また不動産公売についても夏頃を目途に、行う予定としています。

インターネット公売の効果としては、差押による自主納付や、公売に付された場合の税への充当等直接的な効果もさることながら、心理的効果やアナウンス効果等も期待できるものです。

福祉部	<p>福祉部からは、6事業のうち、変更3事業について説明します。</p> <p>まず、心身障害者福祉センターの大規模改修につきましては、6月末に電子入札による業者決定をしたうえで、7月に着工、センターでの実施事業に影響が少ない形での工程管理を行います。8月から平成25年2月まで、改修箇所をブロックに分けて順次改修を行います。順序といたしましては、新館、本館、外装となり、3月に検査を実施する予定でございます。</p> <p>次に、東新学園の建て替えにつきましては、平成20年度に福祉のまちづくり審議会で審議が行われた結果、慈光園南に併設する形で建設する内容の審議報告がなされているところでございますが、建設場所や施設の運営形態や規模、建設時期等について方針決定していない実情にあります。平成24年度においては、県内の建て替えが進んでいる児童養護施設の視察研修を実施し、愛媛県他関係機関との協議を行ったうえで福祉部案をとりまとめ、福祉のまちづくり審議会の意見を聴取するとともに、庁内合意を経て基本方針を決定したいと考えております。</p> <p>次に、若水乳児園・若宮保育園の建て替えにつきましては、平成23年度に行った実施設計に基づき、平成24年度において新若宮保育園の建築工事（外構工事を含む）を行い、平成25年度に開設する予定でございます。工事に際しては、6月議会で工事契約議案の議決後に工事着工となりますため、年度内竣工に向けた工期に余裕がないこと、また小学校・公民館の整備工事との関連があるため、それぞれの運営に支障が出ないように、十分な調整が必要となることなどに留意をいたします。なお、旧若宮保育園の跡地活用については、地元自治会の要望を踏まえた対応としておりますことから、工事の進捗状況と合わせて話し合いの機会を設け、事務を進めたいと考えております。</p>
市長	瀬戸寿組合の役員は代わったのか。
企画部長	代っていない。組合の総会を6月中に行うと聞いている。
市長	また、総会の場での説明とかこちらから説明を投げかけていくことも必要では。
企画部長	そういう場を設けていただけるのなら、説明に行くということになっている。
市長	東新学園については、どういう姿が望ましいかを考えるように。

福祉部長	はい。
市民部長	<p>市民部は、10項目のうち4項目について概要を説明します。</p> <p>まず、地域コミュニティ活動への支援についてでございます。自治会活動への支援策として、23年度に熱中症及び節電対策事業の実施、防犯灯電気代にかかる防犯活動推進事業の見直し、「自治会長さんのための便利帳」の作成などを実施いたしました。24年度は、これらの継続とともに、防犯灯LED化推進のための整備方針を検討し決定したいと考えております。</p> <p>次に、地域防災力の向上についてでございます。自主防災組織の充実強化のために、校区単位での自主的な防災訓練や啓発のための支援を行うとともに、資機材整備における市独自の支援制度について検討を行います。防災士養成講座などの研修の参加促進を図り人材の育成に努めます。災害時要援護者支援プランについては、毎年度、新たな該当者の台帳整備を行ってまいります。</p> <p>次に、老朽家屋対応方針の調査・検討についてでございます。適正な管理がされずに放置され、近隣者や通行者に悪影響を及ぼす危険建築物の実態について平成23年度57, 226棟の現地調査を実施し3, 328棟の台帳を整備いたしました。</p> <p>今年度は、「新居浜市空き家等の適正な管理に関する検討委員会」において、今後の適正な指導・対応を行うための基本方針について、調査検討を行ってまいります。同時に、関係各課で連携を密にし、現行制度で対応可能なものについては、対応してまいります。</p> <p>次に、新規分の地域防災計画の修正についてでございます。現在の計画は、平成17年度に修正をしたものでございます。その後の、土砂災害警戒区域の指定などの新たな項目を追加するため、平成23年度に修正を予定しておりましたが、東日本大震災の教訓を踏まえた対策を反映させるため、作業が遅れております。今年度は、国の防災基本計画、愛媛県の地域防災計画の修正に並行して地域防災計画の修正を行います。今後は、地震発生に関する新たな知見や被害想定に応じ、毎年度、防災会議を開催し、見直しの検討を行います。また、業務継続計画の策定についても取り組みを進めてまいります。</p>
環境部長	<p>環境部の重要事業及び懸案事項は、7項目のうち、新規2項目を含む5項目を説明します。</p> <p>まず、「地球温暖化対策地域計画の策定」は、平成23年度、本市におけ</p>

る地域特性を把握するため、市民・事業者を対象に環境意識調査アンケートを実施するとともに、市域の温室効果ガス排出量の基準年及び将来推計に対して削減目標の検討を行いました。平成24年度は、策定委員会を設置し、市民や団体、事業者のご意見を伺いながら、計画案を作成してまいります。

次に、新規の「住宅用太陽光発電システム設置補助事業」は、地球温暖化防止及び環境保全意識の高揚を図るため、平成21年度から23年度で703件の補助をしておりますが、平成24年度は540件の補助を予定しております。

次に、「ごみ有料化」は、大型ごみの有料化実施に向けて準備を進めておりましたが、東日本大震災の発生により、経済情勢が悪化する中で、政府は増税を検討しており、大型ごみの有料化を行うことは、市民へさらなる負担を強いることになるため、平成24年度の実施は見送りました。このことから、大型ごみを含む家庭ごみの有料化については、減量化施策を推進するとともに、第5次長期総合計画期間中に、引き続き検討を行うこととし、懸案事項としたいと考えております。

次に、新規の「ごみ減量化推進」は、各種減量化施策を進め、平成15年度をピークに減少していますが、集団回収量を除く一人1日当たり排出量は、平成22年度の全国平均の917gに対し、1,035gと100g以上多い状況であります。平成24年度は、いはいま環境市民会議との協働事業で生ごみ減量の取り組みを市民に広げてまいります。また、事業系生ごみの利活用について検討してまいります。

最後に、「公共下水道事業・浸水対策事業」は、平成24年3月に、240haの認可区域の拡大を含む公共下水道事業計画の変更認可を取得しました。平成23年度末の汚水処理の人口普及率は57.73%となっております。今後も継続し、拡大した区域やこれまで未整備の区域について、整備促進を図ります。

経済部

経済部は、8項目のうち新規事業の「ため池浸水区域想定図作成事業」について、説明します。東日本大震災におけるため池の決壊を受けて、市内のため池が決壊した場合を想定し、非常時における市民の安全を確保するため、要避難地区および避難経路等を記載した、ため池氾濫危険地図（ハザードマップ）を平成23年度から2か年で作成しようとするものです。

平成23年度の取り組みといたしましては、事業費20,800千円で、現地調査、浸水予想区域の検討、浸水想定区域図の作成等を行ったものです。

	<p>平成24年度は、事業費7,700千円で、計38か所のため池について、ハザードマップを作成しようとするものです。</p> <p>浸水区域と避難経路等を記載した図面の作成でございます。</p> <p>なお、今後の課題としては、ため池ハザードマップの活用、運用について、住民への周知、住民理解の促進、地域防災計画への反映などが重要となります。</p>
市長	<p>老朽家屋対策は、どういう組織なのか。</p>
市民部長	<p>従来の防災安全課、ごみ減量課、消防本部、建築指導課に加えまして、資産税課、工務課を加え、具体的な検討委員会のメンバーの選定中で、5月中には第1回目の会議を開催する予定です。</p> <p>現状の現行制度の中で、それぞれ連携して何ができるかの検証と、それを越える指導をする場合は、どういう方法があるか。例えば、解体のための補助金を出すとか、買い上げとか、それから条例を作るとか、そういうことを個別に検討する。</p> <p>その検討結果によって、どういう方法を採用するかは、各市の事例等も研究しながらすすめていく。</p> <p>方向性は出ていないが、それを調査研究していく。</p> <p>ただ、それまで何もしないのではなく、現行制度は強化していく。</p>
副市長	<p>ワンストップサービスで年度末に2時間就業時間を延長したことで、利用があったのか。</p>
市民部長	<p>年度末はそれほどでもなく、毎週木曜日実施分より少し多い程度で、ただ、年度末の日曜日は、かなりの方に利用していただいた。</p> <p>今年、来年度初めの分、曜日とのからみを見ながら、市民課において検討するようになっている。</p>
建設部	<p>建設部からは、10項目のうち新規3項目について説明します。</p> <p>まず、「市営住宅の住環境整備」につきましては、昨年度策定されました「新居浜市公営住宅等長寿命化計画」に沿って、平成7年度に行った耐震1次診断結果耐震2次診断の必要な20棟の耐震診断、耐震補強設計を行い、安心して暮らせる住宅を提供してまいります。</p> <p>平成24年度におきましては、南小松原7-3号棟、東田団地1号棟及び2号棟の3棟について、耐震診断及び、耐震補強設計を実施いたします。</p>

水道局

次に、「公営住宅立替推進事業」につきましては、「市営住宅の住環境整備」と同じく「新居浜市公営住宅等長寿命化計画」に沿って、郎宇旧受託の立替経過卵を推進することによって、住環境の改善と、入居待機者の解消を図ってまいります。

次に、「地籍調査の推進」につきましては、現在まで、道路建設に伴う区域を中心に調査を行ってまいりましたが、国の方針であります、都市部を推進するため平成26年度以降につきましては、D I D地区を中心に進めてまいります。

水道局からは、5項目の内、3項目について説明します。

まず、「施設の整備促進（新山根・船木・金子山）」についてであります。平成23年度、新山根送水場及び船木配水池の用地買収を行いました。新山根配水池については平成24年3月に契約した、地盤改良工事を継続して行い、平成26年度末までに配水池を築造する計画です。

新山根送水場は、平成24年度に敷地造成工事を行い、平成26年度末までに築造する計画です。

船木配水池は、平成24年度敷地造成工事を行い、平成25年度末までに配水池を築造する計画です。

また、金子山配水池については、今年度関係機関との協議を行い、設計を進める計画です。

次に、「管路の整備促進（耐震化）」についてであります。既存送水・導水・配水管における耐震化率は、平成23年度末総延長約599kmの内、約7.0%であり、平成21年度末全国平均の30.3%からは、まだまだ遅れています。

今年度は、昨年度から継続事業であります「管路台帳システム」を構築し、このシステムを活用した管路の更新、耐震化計画を策定していきます。特に、送水、導水とφ400mm以上の配水管等の基幹管路の耐震化を進め、災害時に拠点病院や公共施設等の防災拠点へ安定供給ができるような管路の更新、耐震化計画を策定し、計画的な耐震化を進めます。

次に、「水道監視システムの更新」についてであります。市内の送水場、中継場及び配水池を通信回線で、水道管理センターに結び一元的に監視制御を行っている、現行システムは、平成6年度から稼働し、経年による劣化、保守部品の調達が困難である等問題があることから更新が必要となっております。

そこで、平成23年度実施設計を行い、平成24年度、25年度の2カ年で、新システムを構築します。施工に当たっては最新の情報通信技術を

<p>教育委員会事務局 長</p>	<p>活用し、高い信頼性と効率的な運用を実現させ、安心して安全な給水確保に努めます。</p> <p>教育委員会からは、7項目中、継続1項目、新規2項目について説明する。</p> <p>「教育施設・体育文化施設の整備促進」では、学校校舎の耐震工事については、本年度最終年度ということで、角野小の大規模改造を含めて、4校実施して完了する。</p> <p>神郷幼稚園については、今年度、屋上防水工事と合わせて、耐震の2次診断を実施することから、25年度以降、耐震工事が必要となる。</p> <p>運動場排水については、25年度に北中を実施する予定だが、地元要望としては、他に3校ある。</p> <p>公民館については、平成25年度に口屋跡記念公民館、平成28年度に多喜浜公民館の大規模改修を予定している。</p> <p>新規項目の大島小学校については、廃校について、今回、直接地元住民のご意見を聴くことにしており、廃校やむなしということになれば、その後の有効活用について、住民の要望も踏まえた中で、活用の内容によっては、関係部局と調整、庁内合意を早急に得た上で、必要なら耐震も含めた具体的な方針を年度内に決定したい。</p> <p>スポーツ推進計画の策定については、国のスポーツ基本法、スポーツ基本計画に基づいて策定するわけだが、「生涯スポーツ社会の実現」という目標を基本に、市民のスポーツニーズに添えていくためのマスタープランという位置づけで、今年度市民の意識調査、現状分析を行い、25年に市民組織であるスポーツ推進審議会の審議を経て決定したい。</p>
<p>消防本部</p>	<p>消防本部の重要事業及び懸案事項5項目の内、2項目についてご説明いたします。</p> <p>はじめに、「消防団の活性化」についてでございますが、消防団活性化検討委員会を引き続き開催し、昨年度は消防団協力事業所表示制度を導入するなど、諸問題の解決に向けて取り組んでおります。</p> <p>本年度は、遠隔地である別子山地区に分団詰所を新築し、地域防災力の強化を図るため、平成25年度建設に向けて、実施設計を行います。</p> <p>次に、「総合的な防災体制の強化」についてでございますが、消防広域化につきましては、平成20年度に「愛媛県消防広域化推進計画」が策定され、「総合的な防災体制の強化」及び市民サービス等の向上を目指して、県下1本部、平成22年度から県下3本部の消防広域化に向けての協議を行</p>

市長	<p>って参りましたが、国の指針に沿った効率的な体制には満たされませんでした。</p> <p>そのため、災害対応能力、市民サービス等が向上する広域化を目指し、全国及び中予・南予地区の動向等を注視しながら、必要に応じて協議して参りたいと考えております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>それでは、重要事業、懸案事項の追加と廃止については、以上のように決定する。各部局、目標を立てて、進行管理を徹底し、遺漏のない対応をお願いしたい。</p>
----	---

(2) 平成24年度重要事業及び懸案事項について

市長 総務部長	<p>次に、「指定管理者制度の検証と今後の方針について」、まず、総務部から指定管理者制度についての全体的な説明と今年度の作業スケジュールについて説明の後、福祉部、経済部の順番で説明森林公園ゆらぎの森の指定管理について説明をお願いします。</p> <p>「指定管理者制度の検証と今後の方針」について説明します。</p> <p>指定管理者制度導入施設数については、平成16年度から「くすのき園」、平成18年度から総合福祉センターなど36施設、平成21年度から「斎場」と、38施設において導入していましたが、22年度の庁議において決定したとおり「別子山市民グラウンド」が23年度から直営に戻り、23年度に公募した「慈光園」は、応募者がいなかったため、今年度、再度公募する予定です。</p> <p>ゆらぎの森は、今後、(有)悠楽技の指定を取り消し、再度公募し、6月議会に指定の議案を上程する予定です。これにより、最終的には平成25年度には38施設が導入という形になります</p> <p>これらの施設のうち、今年度は、新規の「慈光園」と、一度指定取り消しを行い、再度公募する「ゆらぎの森」の2施設において、指定管理者の候補者の選定を行います。</p> <p>「ゆらぎの森」についてのこれまでの詳細な経緯及び今後の考え方については、経済部長から御説明いただきたいと存じますが、既に、5月号市政だよりにおいて公募をかけて、6月議会に指定の議案を上程できるようなスケジュールで進んでおります。</p>
----------------	--

また、今後の募集、選定委員会の設置等を含めた、全体的な進行管理は、総務課で行うことにしています。

指定管理者制度の基本的な考え方などについて掲載いたしておりますが、今年度も、昨年度同様、特に留意していただきたいのは、2、3ページに掲載した「4 指定管理者制度の評価と再指定の在り方」です。

特に、3ページの下から3行目、「指定管理者には施設の管理権限そのものを委ねることになるが、市の設置者責任（当事者意識）が希薄化し、指示・監督が不十分となるおそれがある」点について、十分御留意ください。

また、今年度の手引には、10ページ以降に「指定の取消し」についての記載を入れました。指定取消しの事由の参考例や手続、指定管理者の撤退などへの対応についても書いておりますので、施設管理課は参考にしてください。

指定に際しての具体的な留意事項は、今年度の各担当課には既に説明済みですので、詳細な説明は省略します。資料は後ほどお目通し願いたいと思います。

次に、今後のスケジュールについて簡単に御説明しておきます。画面「平成24年度指定管理者制度の作業スケジュール」（エクセルファイル）を御覧ください。

今年度は変則的で、6月議会に「ゆらぎの森」の指定の議案を上程することから、ゆらぎの森だけ先に候補者選定委員会を開催することになります。

慈光園の公募のスケジュールは、従来どおり、12月議会に指定の議案を上程するような日程で進めたいと考えております。

また、25年度以降の予算措置についても、この段階で検討していただきたいと思います。

本日の庁議において、このあと、福祉部と経済部からそれぞれ、これまでの経緯、今後の方針案を説明していただき、その方針案について検討し、決定されれば、このスケジュールに従って、事務を進めていくこととなるので、よろしく申し上げます。

福祉部長

慈光園の管理運営については、昨年、平成24年4月からの指定管理者制度導入を目指して公募を行いました。応募者はありませんでした。こ

経済部長

のため、本年度はこれまでどおり直営での運営とし、募集条件を精査したうえで、平成25年4月からの指定管理者制度導入を目指しております。

昨年の公募に際しては、老人福祉法上設置主体となりうる社会福祉法人とする旨、条例において規定し、本市に介護保険事業所を有する者を対象としましたが、今年度の公募においては、6月議会で条例改正を行い、医療法人など適切な管理が可能と考えられる事業者を募集対象に含めたいと考えております。このことについては、現在、指導権限を有する愛媛県に見解を求めているところです。

また、昨年の公募では、国が技術的助言として示しております「措置に要する費用の算定方式」を基準として指定管理料の上限を設定いたしましたが、事業者からは金額が低すぎる上、管理実績が無い、職員確保が不透明であることなどから、応募できないとの意見がございました。

このため、現在、昨年度の管理実績を基に、指定管理料相当額を算出しているところであり、また、再度、事業者への意向確認をしているところです。その内容を踏まえ、5月の企画財政会議で協議し、方針決定したいと考えております。

その後、7月までに募集条件の詳細を見直し、8月の公募を予定しております。

なお、指定期間は、平成25年度から平成27年度までの3年間で予定しております。

ゆらぎの森の管理につきましては、合併当初より別子観光センターとともに、有限会社悠楽技へ、管理委託をいたしておりますが、厳しい経営状況が続く中、今回の不法投棄の問題等により経営状況はさらに悪化、管理の継続が困難となり、6月30日をもって指定管理者の指定解除をお願いしたい旨、同社より申し出がありました。

このことを受けまして、市といたしましては、有限会社悠楽技に対して、ゆらぎの森及び別子観光センターに係る指定管理者の指定を6月末で取り消すことといたしました。

しかしながら、ゆらぎの森の営業につきましては、継続して行う予定であり、7月以降の新たな指定管理者を決定する必要がありますことから、5月には指定管理者の公募を行い、6月市議会での手続きを経たうえで、7月からはゆらぎの森の運営を新たな指定管理者に委ねたいと考えております。

募集の方法といたしましては、これまでは非公募でありましたが、多様

市長	<p>な事業者の参入を促すため、今回は公募といたしております。公募の条件は、宿泊施設、レストラン等については、これまでどおり利用料金制度とし、園地管理等に係る費用分を委託料として支払うこととしております。</p> <p>期間につきましては、平成24年7月1日から27年3月31日までの2年9か月とし、募集は5月1日から31日、提出書類の受付期間は5月22日から31日とする予定でございます。</p> <p>また、応募者に対しましては、別子山地域の雇用の確保及び施設の円滑な運営継続を図るため、可能な限り現在の雇用を継続していただくよう検討をお願いしたいと考えております。</p> <p>指定管理者の中身は、説明しましたとおりで、ゆらぎの問題もそうですが、指定管理をしている中で、それがふさわしくないというときには、いろいろな措置もあるということです。各指定管理者は、十分注意をし、関係のあるところへ注意喚起をしておいてください。</p> <p>ゆらぎはこういう事情で変則ですが、このままでは立ちいかないという状況ですので、施設の管理の空白を生まないために、こういう形で指定管理者を募集していきます。</p>
----	---

3 連絡事項

笑顔甲子園（第2回）について

市長	連絡事項を企画部から。
企画部長	<p>お手元に配布しておりますチラシのとおり、今年8月25日（土）、26日（日）に、昨年に引き続き第2回高校生笑い日本一決定戦「笑顔甲子園」を開催いたします。</p> <p>4月下旬に記者発表も行い、広く周知するために、現在、ポスター、チラシの配布等を行っているところです。</p> <p>また、昨年度の様子などが見える形でのホームページもアップし、募集を開始しておりますので、出場者募集やイベントの告知について、各部局の協力をよろしく申し上げます。</p>

4 その他

にはまに羊蹄丸がやってきた！～旧青函連絡船 最後の一般公開の状況について

<p>経済部</p>	<p>羊蹄丸の公開については、各部局の協力に対して、まずは、御礼を申し上げます。おかげさまで、これまでのところ順調な公開ができており、好評を得ております。</p> <p>これまでの入込客数としては、4月27日午後から30日までの3日半で、6,044人で、その内7割余りが当日券です。</p> <p>また、先般は青森市長もお出でいただき、いろいろ交流をさせていただきました。それから5月3日には、多喜浜新田子供太鼓台が来場予定で、また、おそらく、5月3日から5月4日には、1万人の入場者があるかと思うことから、簡単な1万人突破セレモニーを予定いたしております。</p> <p>また、5月13日から、特に大きなイベントがありますが、チラシを作っています、周知がもう一つということもあり、新聞折り込みチラシにより広報する予定です。</p> <p>全般に来られた方には、好評を得ているところです。</p>
<p>市長</p>	<p>大変順調のようで、現場も大変頑張ってもらっていますが、くれぐれも怪我などが無いよう気を引き締めて対応ください。</p>
<p>市長</p>	<p>他に連絡事項は、ないか</p> <p>それでは、以上のようなことで、また、明後日から後半戦の連休がありますが、休める方は、しっかり休んでいただき、仕事の方もいらっしゃいますが、よろしく願います。</p>
<p>市長</p>	<p>クールビズの方は、どうなっているか。</p>
<p>総務部長</p>	<p>明日の庶務担当で流して、10日くらいから実施していく予定です。</p>
<p>市長</p>	<p>こちらの方は、また、皆さんに通知があると思いますが、例年より先行して、環境対策、省エネ対策として実施しますので、願います。</p> <p>何かほかに連絡事項はないか。</p> <p>ないようでしたら、これで、第2回庁議を終了する。</p>